

平成21年度第5回滋賀県大規模小売店舗立地審議会

日 時 平成22年3月18日(木)午前9時00分～午前11時04分

場 所 県庁新館7階 大会議室

議 題 1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(1) 「(仮称)パロー草津店」の新設届出に係る審議について

(2) 「(仮称)三井アウトレットパーク滋賀竜王計画」の新設届出に係る審議について

2 滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規定第6条に基づく特別の手続きを経ない届出について

3 その他

出席委員：恩地委員、塚口委員、中委員、夏原委員、八軒委員、松井委員
(五十音順)

県出席者：土屋商業振興課長、鏑田参事、吉野副主幹、長崎主査、高田主事

〔議事概要〕

1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

「(仮称)パロー草津店」、「(仮称)三井アウトレットパーク滋賀竜王計画」の新設届出について事務局資料に基づき説明

会長：ありがとうございました。

今までの説明に関しまして、何かご質問ございますでしょうか。

それでは、パロー草津店の建物設置者でございます株式会社パロー様からご説明いただきたいと思いますので、ご案内をお願いいたします。

建物設置者の説明、質疑応答

(1) 「(仮称)パロー草津店(草津市)」の新設届出について

会長：お待たせいたしました。早朝から、どうもご苦労さまでございます。

それでは、ご説明をお願いしたいわけですが、概要は承っておりますので、特に地域環境への配慮事項等々、焦点を絞りまして10分程度でご説明いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

設置者：本日は貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

（自己紹介者 あいさつ省略）

それでは、私ども、（仮称）パロー草津店の説明をさせていただきます。

説明会のほうは既に終了いたしております、住民の方8名ほどの参加者がございまして、その中で2つほど質問がございました。その件につきましては、後ほどにさせていただきます。

まず、生活環境に与える部分についての配慮事項ということについて、ポイントを絞って説明をさせていただきます。

草津店につきましては、平成22年5月に、草津市草津町字千束に出店を予定いたしております。店舗予定地につきましては、第一種住居地域で県道山田草津線に面しております、同業スーパーの丸善さんが去年の6月まで営業をしておりました場所でございます。

その場所に、私どものスーパーマーケットを建てかえて出店をするということで、今回、立地の届出をさせていただきました。営業時間につきましては、朝の9時から夜の10時までを丸善さんが届出をされておりましたので、私どもも同じ営業時間ということで計画をいたしております。

最初に、交通対策のご説明をさせていただきます。まず、円滑な交通の流れとするために、出入口 という、山田草津線のところの出入口でございますが、この開口幅を8メートルにさせていただきました。また、この出入口 につきましては、看板の設置などによりまして、来店車両の左折イン、左折アウトというものを設定させていただきたいと考えております。前面道路は非常に交通量の多い道路でございますので、この出入口からの入出庫につきましては、左折イン、左折アウトが基本という考え方で設定をさせていただくつもりでおります。必要に応じて整備員を配置して、きちっと整備をさせていただく予定でございます。

それから、来店経路につきましては、チラシを打ちまして、その中に記載をして周知

をしていきたいという考え方でございます。それから、先ほど申しました繁忙時には、整備員を配置するという考え方でございます。

2点目、騒音対策という問題でございます。室外機などにつきましては、最新型の低騒音機の導入を考えておりまして、周辺の生活環境への影響の小さい位置に配置をいたします。

夜間騒音レベルの最大値の予測の結果、基準値を超える予測地点としまして、B、C及びDがございます。これら規制基準を超過する主な要因といたしましては、C及びDでは搬入車両の通行、これは夜間の搬入がございます。そしてDでは、従業員の帰宅車両の通行によるものと考えられます。

その対策といたしまして、搬入車両につきましては、私どもバローの搬入車両はすべて直営便という独自の物流会社を持っておりまして、そちらから来るトラックでございますので、そのドライバーに、まず騒音抑制意識の徹底を図るということを、私どもの立場として考えています。それとともに、私どものトラックは、夜間、敷地内ではバックブザーを切ることができますので、こういった形をとりまして、音をできるだけ低減させるというような形で考えております。また、帰宅する際の従業員に対しましても、車両の走行速度の抑制にも徹底させていただきます。これらの対策を講じることによりまして、夜間の最大の音の低減ができるというふうに考えております。

また、北側の出入り口 でございますが、付近の民家の生活環境に配慮するために、夜間の搬入車両の入退場を出入り口 に徹底をさせていただきます。これにより、出入り口 付近の夜間の騒音の最大値が低減できるということ、それから予測地点Aの予測値も規制基準値を下回るという計画でございます。

3点目、地域環境保全の対策ということで、店舗につきましては、バローで初めてのエコ店舗にさせていただきます。これはCO₂の削減技術の発展、進行に関しまして、経済産業省の補助金事業の「次世代省エネルギー等建築システム実証事業」というものがございまして、流通業界で唯一採択されたエコ店舗というのが今回の草津店舗でございます。自然エネルギーやCO₂技術の多数の採用によりまして、地域環境に配慮した店舗となります。

具体的な設備といたしましては、太陽光発電、地中熱利用空調、LED照明、それから省エネのインバーターがございます。こういった自然エネルギーと新・省エネルギー

技術を活用いたしまして、「環境にやさしい店舗」にしていくつもりでございます。

きょうは、鹿島さんに来ていただいておりますけども、鹿島さんのほうも、日本の最新技術のいろんな考え方を取り入れまして、パローとして初めて実験をしていただくというような形の店舗になるということでございますので、よろしく願いいたします。

4点目、景観対策と緑化対策ということで、建物は平屋建てとして高さを抑えました。また、外見は落ち着いたベージュ色で、周辺環境への調和を図る計画としております。また、点滅型の照明広告は一切使用しないという計画でございます。

それから、緑化計画といたしましては、お手元の届出書の別添の図面の9にありますように、低木を含めた緑地の形成を計画いたしております。

最後の5点目、雇用対策・防犯対策ということで、従業員の雇用につきましては、地元からの積極的な雇用を考えております。それから、防犯対策という面におきましては、「大規模小売店舗に関する防犯上の指針」に掲げられました事項に、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますけども説明をさせていただきましたので、ご審議をよろしく願いいたします。

会長：はい、ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からご質問をお願いしたいと思います。（仮称）パロー草津店に関する質問は、この場ですべて終了するということでお願いしたいと思いますので、ご意見がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員：事前に県を通じてお伺いしていたかと思えます。その点について、回答をお願いしたいと思います。深夜に荷捌きをされるということで、Bの地点で70幾らですか、レベルをかなり上回っておったということですが、その南西側住居のところ、どのくらいになるかという予測を出しておられますね。ご紹介いただければと思います。

設置者：では、前面のパワーポイントを使いまして、今のご質問に答えたいと思います。こちらの点と、こちらの点の間ぐらいに、間は駐車場ですけども、それを挟んで反対側に民家が建っているということで、そちらについての予測値ということでよろしかったでしょうか。

委員：そうですね。

設置者：こちらにつきましては、夜間最大値、1階高さで50デシベルということにな

っております。

委員：1階のレベルというのは、先ほど写真を見せていただきましたら、防音壁と申しますか、囲まれた壁があったのですが、それも込みでしょうか。

住宅自体が壁で囲まれておまして、2階は裸なんですけども、1階は壁で囲まれておったんですけども、1階の50デシベルという値では、どういう計算をしておられるのですか。

設置者：おっしゃるとおり、ブロック塀で囲まれておりますのは、確認済みでしたので、そちらを考慮して計算させていただきました。その値が50デシベルという形になっております。

委員：そうすると、考慮済みということですか。

設置者：はい、考慮済みです。

委員：すると、2階はどうでしたか。

設置者：2階ですと58。

委員：そうですか。とすると、規制基準を13デシベル上回る状態になったかと思うんですけども、対策に関して、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

設置者：そのご質問に関しまして、一つの対策でございますが、実は草津市さんのほうからご指摘をいただきました。ということで、当初の立地法の届出上では計画をしておりませんでした。今の配置図面のDの位置、この敷地境界上に遮音壁としまして設置するという計画を進めていこうと考えております。

長さ、あるいは高さということにつきましては、住宅側に対して配慮するということもありますので、どのぐらいにしたらいいのかというのは検討しますけども、最低でも2.5メートル以上は必要という計画になると思います。特に夜間、搬入車両が1便入る計画がございまして、そのところが、どちらかという住宅側に近くて、なおかつ、メッシュフェンスみたいなものであれば、昼間の騒音も含めて、住宅側の方に配慮する必要があるという認識を持ちまして、遮音壁を設置するという、それで計画を進めていきたいと思っております。

委員：わかりました。

駐車場が、その後ろにずっとあるのですけれども。

設置者：私どもの敷地ではないですから。

設置者：今は空きのままで建物が残って、テナントさんを募集している形になっており
ました。

委員：ということは、後ろの駐車場も使われていない状況ということですね。

設置者：そうですね。

委員：わかりました。

会長：ほかに、ご質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

委員：先ほどのご説明ですと、営業時間は基本的に9時からということでしょうか。

設置者：はい。

委員：申請の書類ですと10時から22時までとなって、年間60日は9時から営業と
あるのですが、そこは変更されるということですか。

設置者：はい。9時からと申しましたけども、年間60日は9時から営業するとい
うことで、許容範囲は9時ということになるんですが、私、補足を忘れてしまいました。年
間60日というのは、日曜日に朝市を予定しておりますので、日曜日と、あと年末の2
9、30日はちょっと早目に営業したいということもございまして、補足ということで、
年間60日は9時からという形にさせていただく計画でございます。

委員：それと、先ほどのご説明のときに、地元の説明会は終えていて、その中で幾つか
意見が出ましたと。それに関しては後ほど説明とおっしゃったけど、説明をいただい
ていなかったようなので、お願いします。

設置者：申しわけございません。その件につきまして、ご説明させていただきます。

まず、搬入車両、それから廃棄物収集車両への進入経路の徹底を図って下さいとい
う質問が1点ございました。この件につきましては、私どもとしまして、搬入車両はパ
ロ一直営の車両がほとんどであるために、問題ないということになっておりますけども、
廃棄物収集車両につきましては、これから事業者と契約締結をいたしますので、その時
点で事業者のほうに、きちっとルートを徹底するようという要望を出すことを考えて
おります、というお答えをさせていただきました。

それから、2点目でございます。総菜コーナーのにおいが、実は丸善さんが営業され
ていたときに住居側のほうに流れて、結構においがしたよという質問がございまして、
この辺の対策をしてくれというお話がございました。

私どもとしましては、壁面からではなく、屋上から排気するというので、まず一つは対策をさせていただきますというのが一つと、屋上から出たとしても、風の向きによってはにおいがするじゃないかというご質問でございましたので、脱臭装置、アクアフィルターをつけまして、脱臭機でにおいを抑えるということで、今回、エコ店舗も含めた対策として、脱臭装置を設置いたしますという回答をさせていただきました。

それから、もう一点でございますけど、年間60日は9時から開店するとのことだが、それはいつごろに想定しているのかということで、今ちょうどご質問がありました内容どおりでございます。私どもは日曜日に朝市をさせていただくと、そういうお答えをさせていただきました。

以上3点、住民の方からのご質問があったものに対する回答をさせていただきました。

会長：どうぞ、お願いいたします。

委員：県及び草津市からも要望が出ております地域貢献をしていただきたいと思いますけれども、先ほどの説明で、従業員の地元採用ということをおっしゃいましたが、どれぐらいの人数を予定しておられますか。

それと、ほかにも地域貢献として、どのようなことを予定しておられるか、お聞きしたいと思います。

設置者：まず、地元の方の雇用につきまして、パートあるいはアルバイトの採用は地元からという計画でございます。この店舗でいきますと50人程度のパート・アルバイトで考えてみたい。これは時間換算ではなくて、頭数で50人程度を考えていきたいと思っております。

それから、それ以外の地域貢献という考え方でございますけども、私ども、ここにお店を出させていただく以上は、地元の自治会とのお付き合いが必要になってまいります。この辺のところにつきましては、自治会長さんにご相談をさせていただきながら、どういった協力をさせていただけるかをご相談させていただいた中で、検討していくという形をとらせていただこうと考えております。

それから、地域の貢献はいろんな項目がある中で、先ほどエコ店舗ということを申し上げましたけども、「環境にやさしい店舗」が私どもの売りでございます。省エネルギーも含めまして、排気ガス、CO₂対策というようなことも地域貢献につながっていくかなと考えております。

あと、防犯につきましても、草津市の環境課のほうから、このエリアは車上ねらい、あるいは犯罪が多いエリアであるということをお聞きしておりますので、敷地の中に防犯カメラを設置いたします。そして、24時間体制で監視をするような形で進めていきたいと考えております。

なおかつ、その防犯に関わる中で、駐車場の出入り口につきましては、営業時間が終了しましたら施錠をして、車両の侵入を防ぐと。暴走族の蝟集につながらないような形にしていきたいということも含めて、環境あるいは地域に貢献していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

委員：ありがとうございます。いろいろとおっしゃっていただき、期待しておりますので、よろしく申し上げます。

会長：ほかに、ご質問はございませんか。どうぞ。

委員：2点ばかりあります。

1点目ですけれども、ここは通学路が結構たくさん周りに来ていますけれども、従前、店舗があったんですね。そのときに何か通学中の事故とか、そういうものはなかったか。それから、今後どうされていくかということ、まず教えてください。

設置者：通学路でございますが、松原中学校、草津中学校、それから草津小学校への各通学路がございます。添付図面1の周辺見取図に、その図面をつけてございます。幸いにも、私どもの店舗側のほうには通学路が設定されていないということもございまして、この辺は出入り口と通学路が交錯することは避けられるということがございます。

それから、丸善さんが営業されていたときに、通学路で子どもとの接触事故が起きたということは、私どもは聞いておりません。ですので、基本的には今までも事故はなかったというふうに考えております。

そういうことも含めて、通学路の設定も、ここが商業施設ということで出入り口側の歩道を使うような設定にはなっていないということも幸いですけれども、私ども、この辺は十分配慮した形で対応させていただきたいと考えております。

委員：ありがとうございました。

もう1点、エコ店舗を目指すということで、車の抑制もエコの一つの柱になると思えますけれども、車の抑制策みたいなものは、何かお考えのことはないか。あるいは、高齢者とか車を持っていない方に何らかの配慮といたしますか、サービス、あるいは地域の

コミュニティバスなんかの共有、そういった方向性などがあればお願いします。

設置者：この件につきましては、ちょうど店舗前の山田草津線の通りに、「まめバス」というコミュニティバスが走っておりますので、特に高齢者向けに、こういった公共交通機関を使っていただくような案内もしていきたいと考えておりますので、私どもとしては、そういうコミュニティバスのご利用なんかをしていきたいと考えております。

委員：ありがとうございました。以上です。

会長：ありがとうございました。

ほかには、ございませんでしょうか。

それでは、質問が出尽くしたようでございますので、建物設置者の方には、ここでご退出いただいて結構でございます。どうもご苦労さまでございました。

設置者：ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

(2) 「(仮称)三井アウトレットパーク滋賀竜王計画」の新設届出について

会長：(仮称)三井アウトレットパーク滋賀竜王計画の設置者でございます三井不動産株式会社様から、ご説明をいただきたいと思えます。

本日は、朝早くからどうもご苦労さまでございます。およそのところは説明を受けておりますので、周辺地域の生活環境に対する影響、それから配慮事項、こういったところを中心に10分程度でご説明をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

設置者：それでは、(仮称)三井アウトレットパーク滋賀竜王計画の説明を、三井不動産のほうからさせていただきます。よろしく願いいたします。

前方のスクリーンで、最初に交通関係のインフラ上の整備事項、それから駐車場については開業時対応を含めた準備状況等々について、概略をご説明させていただきます。

いろいろ色がついていましてわかりにくくて恐縮ですが、今ポインターで印していますが、こちらが建物の計画位置になっております。道路の位置関係で言いますと、名神の竜王インターチェンジがこのあたり、そこから国道477号がありまして、方位で言うと、右のほうは北になります。右のほうに行くと国道8号方面、それから左から下のほうに向かって行くのが477号線の東方面、ダイハツさんの工場のあるほうになります。

それぞれの交通予測をしています方面域で言いますと、一番多いのが竜王インターチ

エンジを経由して来られるお客様の車については、65%と予測しております。次に国道8号方面からが20%、それから竜王石部線方面からのお客様が10%程度、それと477号線、東方面からが4%、最後に、竜王町方面からが1%ということになっております。

一番多い竜王インターチェンジからのお客様については、ここの出口の交差点構造が、左のほうは信号が常に、現示と関係なく、左折フリーで出られます。右のほうは信号待ちになってしまいますので、基本的な交通誘導計画については、警察との協議の中でも、この出口からは左折をさせていくことが基本的な考え方になっております。その上で、竜王インター南交差点を右折させて、新設されるこの道路が町道になりますけども、この町道を介して、各駐車場に出ていくということになっております。

それ以外にも、この竜王インター南の交差点を介する交通量は、インターからのほかに、竜王石部線から10%と、それから国道477号、東方面から4%、合わせますと79%、およそ8割の車が竜王インター南交差点を介していくことになりまますので、大きな課題としては、ここのインター南の交差点をいかにスムーズに処理していくかということ。

それから、優先順位としてはここが一番ですけども、それ以外に、竜王インター南の交差点と、信号に関して言いますと、竜王町役場のほうから来るところが1%ありますが、この3つの交差点の処理が非常に重要になってきます。これまで滋賀県警の交通規制課さんともいろいろ協議させていただき中で、まず信号については、通常ですとタイマーで信号現示を設定されることになるんですが、今回についてはセンサーつきの信号、感応式のものにさせていただいております。これは1分ごとの交通量を計測しながら、最適な信号現示を実現していただくというようなことをさせていただいております。

それから、それぞれの交差点の構造につきましては、一番交通量の負担がかかると思われる竜王インター南には、施設のほうに向かう右折の専用レーン、通過交通になりまます直進の専用レーン、それから左折の専用レーンということで、それぞれの方面に専用のレーンをつくと。既に供用開始をしておりますけれども、そういった交差点構造の改良をしております。

その他の交差点についても対応しておりますが、主だった話を申し上げますと、竜王インター南については左折フリーと書いてありますけども、通過交通量の中で我々が一

番配慮しておりましたのは、この先にはダイハツさんの工場もありますので、アウトレットの車に影響なく、信号にも影響なく左折できる交差点の構造改良をしていただくことになっております。

こういった基本的な道路インフラ整備、これは私どもだけで当然できるわけではなく、滋賀県幹部の方、営業所長様、交通課長様とも協議しながら進めていった中で、施設側で準備しております駐車場のキャパシティについて、ご説明させていただきます。

パワーポイントの資料が、交通の誘導計画上の資料になっていますので、駐車場の番号の振り方が5条の届出番号と食い違っているところがありますけれども、そこだけご了解いただいた上で、全体の配置についてご説明させていただきます。

青色がかかった色がついていますが、きょうのパワーポイントで言います、からまでの駐車場、これが大店立地法の届出で言います駐車場の単位になっておりまして、車室の数を合計すると、およそ2,400台の駐車場車室となっております。ただ、届出上は2,000台とさせていただいております、状況によっては、この駐車場を使って地域連携イベントであるとか、そういったものにも使えるようにということで、届出台数自体は2,000台としております。

立地法指針で計算しますと、必要台数は1,616台となっておりますが、届出台数自体もそれを超えた形にした上で、車室としては、本設のほうに2,400台分を確保しております。

さらに、インター南の交差点を右折した、施設に近い側のほうに、臨時駐車場ということでと書いております。ここは昔、野球場があったところですけど、臨時といながらも、既に借地の契約をもらっておりまして、整備も終わって、でき上がった形になっております。アスファルトつきで926台という臨時駐車場を確保しております。

それと、道路の反対側のほうに、200台程度の駐車場予定と書いてありますが、これは竜王町さんの所有地で基本的にはお借りできるということで、整備あるいは準備を進めております。資料上は常設的と書いてありますが、これは交通管理者さんとの打ち合わせの中で、建物に近い側なので半ば常設的に使えるということで、届出上の本設とは区別させていただきたいのですけども、これで3,551台ということです。若干、整備のときに動きがあるかもしれませんが、立地法指針の1,616台という数字と比べますと、この時点では2.2倍程度の駐車場台数を、建物に近い側のほうで整備を進めてい

る状況になっております。

それから、一番負荷のかかるインター南の右折について、こちらの建物側のほうでも、かなりの台数を用意したつもりではおりますけれども、開業時、特に予想を超えるようなお客様が来られるときは、アウトレットの場合、経験的には持っております、アウトレットの施設が10施設目になりますので、そういった緊急対応ということも事前に準備していきたいと思っております。

インター南交差点を左折した側のほうに分散させるという意味で、臨時駐車場の準備をしておりまして、こちらに871台と書いておりますが、手続上は滋賀県さんのいろいろ許可もいただかなきゃいけない場所になっております。関係機関の皆様にご協力いただきまして、2月に許可をいただき、着手届けもさせていただいております。ですので、手続上は特に問題なく、開業までには870台程度の駐車場は準備できると考えております。

さらに、セーフティネットとして、万が一入庫待ちが発生するようなことがあった場合のバックアップとして、竜王町さんにご協力いただいております。新たな整備をする必要のない場所ということで、竜王町さんのご所有地でドラゴンハットというか、イベント会場がありまして、臨時に使われている駐車場用地がありますので、開業時の7月、8月には使わせていただけるようお願いをしております。ここでもおおむね400台となっておりますけれども、インター南の左折側のほうで1,300台弱の駐車場を用意して、臨んでいきたいと考えております。

それから、北側のほうの対応ですけども、国道8号も20%程度見込んでおります。こちらから来たお客様の車が施設周辺で滞留、出入口で渋滞するようなことが起こった場合のバックアッププランとして、砂山地先と書いてありますけれども、これは民間企業さんの私有地で事業用地として準備されているところです。

まだ工事に入っておりませんので、開業時についてはお借りするというので、口頭ではご了解いただいておりますので、具体的な契約手続を準備しております。ここは整備された場所になっておりますので、トラロープを張るとか誘導員を配置すれば使える場所になっております。この部分も使わせていただくということです。

この民間企業さんの場所と、それから先ほどの871台のインター南、ドラゴンハットを含めた左折分散させたほうについては、隔地駐車場になります。いっときに集中さ

せず、分散させた場所に車をとめていただいて、シャトルバスで施設までお送りするという事で考えております。また、せっかく隔地にとめたのに、歩行者がこの辺の道路を乱横断されるとか、歩行者待ちで車が右折、左折で曲がれないということがないように、こちらのほうでバスでの送迎ということを準備しております。

この隔地の臨時駐車場まで含めると5,200台程度の駐車場台数で、7月の開業を迎えたいと思っております。指針の1,616台に比しますと、3.2倍ほどの臨時駐車場を含めた駐車場車室というインフラで臨みたいと考えております。それぞれの駐車場について、車室を有効に活用していくためには、出入口の誘導員の配置でありますとか、それぞれの空車の状況というものを機械的に管理するところと、それから誘導員、人的な管理といったところを施設のほうで一元的に管理しながら、適切な誘導配置を考えております。

具体的な誘導計画、配置計画、それから看板設置計画については、道路管理者様、それから交通管理者様と定期的な会合を持たせていただいております。開業までに詳細を詰めていきたいということで進めております。

次に、交通量として多く見込んでおります竜王インターチェンジに、遠方から来られるお客様を確実に誘導するために、高速道路を管理されていますNEXCO西日本さんに、事業者としてお願いさせていただいているところです。例えば遠方からのお客様が竜王インターの混雑を懸念されて、周辺の栗東インターであるとか、八日市インターで降りてしまって、道もわからずに、場合によっては最近のカーナビなどで生活道路の細い道も含めて誘導されるようなことがあって、周辺にお住まいの方にご迷惑をおかけしないように、施設側として、栗東インターであるとか、八日市インターの手前の看板告知で、竜王アウトレットは竜王インターを降りてくださいというような情報発信をしていきたいと思っております。

それから、竜王インターの手前におきましては、竜王インターを降りたあと先ほどの左折をしなければいけませんので、料金所の手前で、アウトレットは料金所を出てから左側だというような情報発信でありますとか、出られたあとも信号の手前で、アウトレットは左折であるということを確認にご案内していきたいと思っております。

この表示の仕方は、文字がいいのかどうか、あるいは図面的に矢印のほうがわかりやすいのかどうかということについては、今後具体的に出せるようになったときに、わか

りやすい方法を検討していきたいと思っております。事業者自身としては、こういったハード的な看板告知も高速道路の中でさせていただきたいと思っております、基本的なスタンスとしては周辺にお住まいの方への影響を軽減する中で、こういったものも確実にやっていきたいと思っております。

あと、ソフト的な対応では、例えばパーキングエリア、サービスエリアでのチラシ配布でありますとか、民間も含めたラジオでのご案内ということも含めて、建物設置者としては、確実に竜王インターチェンジのほうにお客様の車を誘導していくようなことを進めていきたいと考えております。

次に、高速道路以外の一般道路を使って来られるお客様の広域誘導の経路について、ご説明させていただきます。一般道路の誘導の中で、いま私ども一番配慮しておりますのが、位置関係的に言うと、敷地より南側の菩提寺地区、竜王石部線のルートですけども、少々お住まいの方もいらっしゃいますので、来店径路としては10%程度を想定しております。

広域の誘導という意味で言いますと、このあたりの道が非常に入り組んでおりまして、地元の方からも道路のキャパシーについてのご懸念は、私どもの説明会をやったときにも伺っているところがありますので、施設側の広域誘導の中で、竜王石部線方面は誘導しないというスタンスで臨んでおります。

もう一つは、守山の市街地のところですけども、こちら交通の混雑が予想されます。現状でも車の量が多いところですので、極力ここは通さないというように広域誘導は考えております。

こういったことのある中で、全体の交通誘導をどうしていくのかということですが、左から順番にいきますと、477号の琵琶湖大橋方面から来た車、これも真っ直ぐ守山方面へ行かせたほうが近いけれども、この辺の道路環境にも配慮した形で、看板誘導では、ここを左折させて湖岸道路のほうに回していきたいと思っております。こちらのほうは信号もほとんどありませんし、交通量も比較的少ないので、ここは左折させながら、途中から8号線方面の右折の誘導ということで考えております。

次に、国道1号の天津方面ですけども、こちら1号線をそのまま走っていくと、また菩提寺方面に入ってしまうので、交通誘導上はここを8号線に乗りかえていただいて、8号線から西横関を右折で477号線に入っていくということで、こちら菩提

寺方面、竜王石部線方面には回さないということで誘導していくつもりであります。

それから、国道1号の甲賀・土山方面から来る車についても、手前で右折をさせて、下田岡屋交差点経由の477号線という径路で、施設側のほうへ誘導を図っていきたいと考えております。

そのほか、8号線の米原方面から来る車等々につきましては、基本的には西横関の交差点を8号線から左折させて、施設の前面道路のほうに誘導していくというような広域誘導を考えております。我々として曲げる意思を持っている交差点については、看板の設置、それから誘導員の配置ということで、お客様へのご案内を確実にしていくよう努力していきたいと思っております。

看板の設置については民地を探しながら、看板設置の位置を去年から順次進めておりますけども、先ほど申しあげました定期的な道路管理者・交通管理者さんとの打ち合わせの中でも、場所によっては民地など非常にわかりにくい場所もありますので、開業時の一時的な道路専用を含めて、交通の要衝になる場所については、一時的な看板用地占用のご相談もさせていただきたいということで、協議のお願いをしております。

私ども、こういった交通の配慮をした上で、もう一つ公共交通機関への誘導ということも、マイカー以外の来館手段ということで施設側のほうでは対応していきたいと思っております。このエリアは近江鉄道さんがバス事業者ですけども、いま路線バス（の運行）が少ない場所で、1年以上前から路線バスの新設をご相談させていただいております。JR新快速の停車駅であります野洲駅、それから近江八幡駅からの路線バスということで、緑色で書いております「路線バスルート」というのが、今回アウトレットに合わせて新設していただくバスルートになっております。

今月中には、近江鉄道さんがバスの申請を運輸局さんに出されますので、開業は7月ですけども、6月中旬ぐらいの運行開始の予定で手続を進めてもらっております。6月中旬というのは、実は従業員さんを含めて開業準備で人の出入りが発生しますので、従業員さんの利用、それとお客様の利用の両面からバスの運行をお願いしております、スケジュールのご相談もしながら間に合うようにしております。

ここまでが交通上のお話で、これまで地元の方からいただいているご意見とかも反映しながら、通さない場所なども考えてきたところでございます。

それから、立地法でいいます廃棄物に関しても、この図面だとわかりにくいのですが、

全体ではおよそ150店舗という大きな店舗になっておりますので、荷捌きは、届出書にも出ていると思いますが、2カ所準備しております。位置的に言いますと、施設の南東側部分のメインの荷捌きと、それから西側の荷捌きということで、店舗さんがアクセスしやすい場所ということで、道路に面したところと南側の大きな駐車場に面したところに荷捌き場所と廃棄物の処理場所、ごみ置き場ということで準備しております。

これらの廃棄物処理方法については、竜王町の生活安全課さんとも協議させていただいておりますけど、指定会社さんもいらっしゃいますので、竜王町さんの指定会社さんと私どもの施設運営者との間で、具体的なご指導もいただきながら準備を進めさせていただいている状況でございます。

あと、騒音関係ですけれども、今の届出も基本的には問題ないということになっておりますが、周辺に民家は余りないんですけども、この北側のほうに希望ヶ丘の団地があって、いま建物は建っておりませんが、ブドウ園のところも隣地境界という意味で言いますと、一部、基準のところでは懸念される場所もございます。特に住宅側の駐車場については、運用が始まった以降も、例えば住民さんからの意見があった場合には、駐車場を閉鎖する順番であるとか、夜間の閉鎖対応等々については住民の方のご意見もいただきながら、柔軟な対応について施設側としては配慮していきたいと考えております。

駆け足でございますが、現状、施設側で考えています交通対策、廃棄物対策、騒音に対する配慮ということで、ご説明させていただきました。以上です。

会長：はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました内容に関しまして、委員の皆様方からご質問をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

委員：いろいろと丁寧にご対応いただいているので大丈夫かという気はするのですが、念のため質問させてください。

いま経済産業省の指針の3.2倍の駐車場を整備しようという説明がありました。こういう施設は、多分指針には余り当てはまらないと思うんです。土日に集中してお客様が来られる。しかも、遠方から来られるということで、指針を上回る3.2倍。

臨時の駐車場も全部含めると整備されているということですけども、これで10番目の施設ということで、これまでの施設なんかのご経験でいくと、特に開業時期は多いでしょうけども、その辺は実績として、どのくらいの車が来ているんでしょうか。

設置者：過去の施設で、立地法指針と比較した場合と、開業時と経常時とあると思うんですけども、我々が申し上げるのはちょっと僭越ですけども、実は立地法の指針というのは非常に精度が高いですね。経常時の来場台数の読みというのは、結果として非常に近いことが多いです。立地法の指針と比べて、結果的に経常時になってまで、大幅に超えるような車が来ているケースというのはほとんどないと思っています。

一方で、開業時は、私どもご迷惑をおかけしていることもあって、渋滞していることは結果としてあります。これは、アウトレットに限らずだと思うんですけども、当然、指針を超えて開業時は来られます。そのときに、一体どれくらいの車が来たのかというところについては、我々も今回、自主説明になるんですけども、実はなかなか推定が難しいです。駐車場があふれてしまった時点で、駐車場の車室以上のカウントができなくなってしまいます。結果的に、今回はこれだけ駐車場を持っていますので、恐らく最大限の駐車場カウントになると思います。

これより例えば少ない駐車場しか持っていなかった場合に、その車室以上には入庫できなくなりますので、結果としてカウントできた台数が少なければ、交通の量が少なかったという結果にもなる。駐車場を用意すれば用意するほど、恐らく重い結果になって、全部が収まってしまって渋滞が起こっていない限りは、来られた車の台数とカウントした台数が一致すると思うんですけども、開業時はどうしてもあふれてしまった車の台数がわからないところがあって、結果的にどれくらいあったかというのはわからないことが多いです。

ただ、我々が把握している限りで、例えば埼玉県の入間の建物は、指針に比べてカウントできた台数、もしくは推定している台数が2倍も3倍も振ったかということ、そういう数字になっているようには観測してないです。どちらかということ、時間が集中してしまったときとか、そういったことによって一時的に道路に渋滞が生じるということはありません。

具体例で申し上げますと、入間のアウトレットが、2008年のゴールデンウィークには渋滞の現象みたいな形で言われたことがあったんですけども、開業した4月のときに3,000台態勢で臨んだところ、少し渋滞が起こりました。その要因は、アウトレットだけではなくて、お隣にコストコというホールセールクラブ、御存じかどうか、アメリカから来たホールセールクラブがあって、そこもかなり広域から来る施設になっていて

複合的な要素もあって、3,000台という台数でちょっと渋滞が起きました。

ゴールデンウィークに向けて、臨時駐車場で4,000台態勢にしました。200店舗に対して4,000台の駐車場態勢で入ったところ、国道16号には一時的なただら渋滞が発生したのですけども、慢性的な渋滞というか、いわゆる重い渋滞というのは起こらずに、あそこは国道16号で二車線ありますので、入庫列で車が並ぶことはあっても、一車線は流れている状態ができました。

200店舗で4,000台態勢は、基本的には深刻な渋滞は回避できたことがありますので、今回150店舗で5,200台態勢は、我々の経験的に言うと、3.2倍の駐車場車室というのは、施設側としてはかなり大きいキャパシティーを持っているという認識でおります。

委員：駐車場のキャパシティーは、だから、ニーズに比べたら十分ということになるのかもしれないけど、逆に、今回いただいた資料の交通予測の16ページのところで、これは1,600台で計算しているんですか。1,600台というか、というような駐車場対応で計算している、指針に基づく計算ですね。

設置者：そうです。

委員：ですから、これの3.2倍で出す必要がありますね。そうすると、交通の16ページで言うと、交差点Bの休日のところで需要率が0.202増えているのは、3.2倍されると0.6ぐらい増えるということになると、需要率1を超えることになりましてね、単純な計算をすると。

実際には、臨時駐車場があちこちにあると言っているのでも、そういう単純な計算はできないと思うんですが、もし3.2倍の利用車両が来た場合、ぎりぎりな感じになってしまうわけですね。ただ、開業時ということであるし、年間最大に全部対応させなきゃいけないというわけでもないと思うので、そこはある程度いいと思うんです。

ただ、その開業時を何日間ぐらい想定しているのかというところは重要で、それだったら、例えば年間十日とか二十日とかあれば、ちょっと問題だと思うんです。年間、二、三日とか、四日、五日ぐらいだったら僕は許容範囲かなと思うんですが、その辺はいろんな考え方があると思うんですね、交通計画上の。

実際、開業時対応というのは、どういう時期の何日間を想定しているのか。その辺を教えてくださいなと思います。

設置者：いわゆる開業時に考えますのは、届出上、7月1日が開設日となっておりますけども、7月後半になってきますと3連休もあり、夏休みもあるということで、人が大きく動く時期になってきますので、計画としては7月、なるべく早く開業したいと思っております。

第一週ぐらいには、グランドオープン、あるいはプレオープンを含めたイベント事をこなしておきたいと思っております、夏休みの3連休の前に分散させて山をつかっていった上で、夏休みの時期を迎えていきたいと思っております、開業の7月第一週から7月の3連休か、7月の最終土日ぐらいまでというのが開業時の対応すべき、一番繁忙期というふうに考えております。

8月以降、状況に応じてどこまで継続するかはあるんですけど、まず開業の7月いっぱいぐらいは重要な時期だと思っております。

委員：大体1,600台に収まるという話を先ほどなされていましたが、それは半年くらい経つと収まるのか、1年くらいかかるのか、實際上どのくらいのものでしょうか。

設置者：一概に申し上げるのは難しいんですけども、通常の施設ですと、一月であるとか、それぐらいだと思います。

委員：そのくらいだったら、最初の時期だけなので大丈夫かという気もしますが、それが半年、1年とか続くようであれば、ちょっと問題かなと思ったので念のため質問したのです。はい、わかりました。

会長：よろしいですか。ありがとうございました。

ほかに、ご質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

委員：営業時間が、申請時には9時からとなっていたんですけど、先ほど県からの説明のときには、土日・祝日を除いて10時からという説明をいただいたんですが、湖南省から「平日の開店時間については、考慮されたい」という意見がついていたので、そういったことを考慮して変更されたのでしょうか。

設置者：はい。9時ということでご説明したときに、地元の湖南省さん初め、通学時間帯への配慮ということもありましたので、基本的には朝10時開店ということで考えております。

例えば、今お話がありましたように土日であるとか、あるいは夏休みの時期などにお

お客様が早く来られるようなことがあれば、アーリーオープンと我々呼んでいますけども、逆にお客様が入庫待ちであるとか、入店待ちで、周辺道路にご迷惑をおかけすることがないように、アーリーオープンもできるように届出上は9時とさせていただいておりますけども、基本的には10時開店ということで、そういうところも配慮させていただくということで進めております。

委員：もう一つ、看板告知のことについて NEXCO 西日本と協議中であるということをおっしゃったのですが、先日、現地を見せていただいたときのご説明では、実際問題ちょっと難航しているみたいなお話も伺ったのです。仮の話でお答えがしにくいかもしれないですけど、例えば看板告知が最終的にできないとなった場合に、何か代替手段は考えておられるんですか。

設置者：我々の告知手段も、高速道路で看板ができないとすれば、先ほどのサービスエリアでの告知でありますとか、事前の案内ということで言いますと、我々ほかの施設を運営しているときに、皆様が何を見て現地に来られているかということで、アンケートとか、お客様のお話を聞くと、インターネットを見て来られる方が大部分です。テレビで見たとしても、最後にどういう交通手段で来るかということを確認されるときには、インターネットを見られていることが多いです。

ですので、我々施設のホームページの交通誘導のご案内の中で、竜王インターを降りてください、竜王インターを左折してくださいというような我々の広告宣伝上のソフト対応では考えさせて それは NEXCO が目指していることと並行して、それもあわせてやっていこうというふうに思っております。

会長：何か、ございませんでしょうか。

委員：アセスメントのときにもお伺いしたことがあるかと思うんですけど、10時閉店に変更されたということで、駐車場利用に関しての騒音レベルについてはひっかかってこない状況になるわけです。特に 1 の北側のお宅、その敷地境界のレベルの予測値としてはぎりぎりという状況でありますけども、実際問題としては、この一番隅のところを車をとめられてしまうと、(レベルを)超えてしまうのは目に見えているわけですね。

計算は、通路を走行しているときのものということもありますので、おっしゃるように、一番北側のところを早めにやっていただいたほうが、管理上も貴店にとって都合の

いい話になろうかと思いました。そのあたりは、今後どういうふうに住民の方がおっしゃるかわかりませんが、そういうことが1点です。

アセスメントのときに、私はこういうのは大丈夫ですかということでコメントさせていただいたんですが、北側に新たにできる町道、ここを通る車は10時以降も若干通るような形になろうかと思えます。リッチランドの位置と477号線との距離から考えますと、10デシベルぐらいは高いレベルが住宅街に入ってくるような状況になってしまいますので、ここの調整池の部分あたり、北側に何らかの防音壁等が要るかもしれませんよという話をさせていただいたことがあるかと思えますが、その点に関しては何かご検討されましたでしょうか。

設置者：北側のところに、ハード的に防音壁を立てているかどうかということについては、そういうことはしておりませんが、民地に近いところについては生け垣をつくって、町有地も含めて、希望ヶ丘さんとの事前協議の中で、植栽であるとか、そういった対応はさせていただいております。

今後、実際に車が動いてみて、騒音についてのご意見が地元からあった場合には、先ほどの運用上の話も含めて、町道ですから、なかなか通らないから言えないんですけども、駐車場に誘導する経路であるとか、あるいは駐車場を閉鎖する順番であるとかということで、施設側の運用でできることについては、ご意見も踏まえながら配慮した運用をしていきたいと考えております。

それでも何かハード的な対応が 我々、住民さんに対しては、指針云々ということよりは、ご意見があれば、それは指針だからどうだということを超えても、お話は当然伺いながら対応していきたいと思っています。

委員：町道ですので、町道そのものに何かつくるといのは多分無理だと思うんですけども、調整池あるいは町道との敷地境界になれば、貴社のほうで対応可能な対策があり得ると思います。

これは植栽されるので大丈夫かと思うんですけども、見事にヘッドライトが当たるところに位置しますので、22時で終わられるということで、当初から大分話が変わってきております。特にリッチランドの奥のほうは、かなり静かなエリアであったところにできますので、できるだけ、大店法の場合はできるだけという話ではないのですが、この事業についてはアセスも通過しております。可能な限り環境の影響は下げるような、

可能な範囲でしていただければと思っています。よろしくお願いいたします。

設置者：はい。これからも住民さんのお話も伺いながら、配慮についてはハード面・ソフト面を含めて、事業者のほうでは対応していきたいと考えております。

会長：あとは、よろしゅうございますか。

どうぞ。

委員：きょうは地元の竜王町からも傍聴にみえまして、関心の高さといえますか、影響の大きさを窺えますけれども、竜王町からも意見として出ておりますように、地域貢献の計画としましては、具体的にどのようなことを計画しておられるか、ちょっとお聴きしたいと思います。

設置者：地域貢献のそれぞれの案については、地元の竜王町さんと具体的な計画を進めさせていただいております。例えば雇用については、この施設の中でも1,000人を超えるような従業員さんに働いていただくこととなりますので、その店舗さんの人員募集情報については、一般的な告知の事前に例えばチラシが入るとか、募集はこういう時期だという情報提供みたいなものについては、竜王町さんともタイムリーな連携をさせていただいている点であります。

あるいは、駐車場もかなり大きいものがありますので、商売のためだけではなく、駐車場を使った何か地域の物産品を売っていただくようなイベントであるとか、緑地もありますので、例えば緑地を使った地元のお祭りみたいなイベントに使っていただくとか、そういったものも考えていきたいと思っています。

それから、滋賀県あるいは竜王の産品などで、店舗内のレストラン等で使えるようなものがあれば、近江米とか、そういったものは出店者さんのほうにも、これは値段等いろいろ兼ね合いもありますけれども、出店される方には食材のご案内みたいなことを施設側でさせていただくとか、そういった地域の連携とか、地産地消みたいなもの、雇用への貢献といったようなことを、一つずつ具体的に事業者さんはじめ関係する行政機関の皆様と、いま打ち合わせをさせていただいている状況でございます。

委員：ありがとうございます。

会長：それでは、私、最後に一つお聴きしたいことがございます。

竜王商業施設周辺交通対策会議というのが設置されているようでありますが、これは竜王町が主催されているとのことでありまして、湖南市の方は、こういった交通

対策会議に参加をされておりますでしょうか。

設置者：竜王町さん主催の会議は、湖南省さんですとか、野洲市さんですとか、周辺の自治体の方もご参加いただいていますし、商工会の方であるとか、区長会の会長さんであるとか、ダイハツの社員の方も出席されています。行政だけに限らず、周辺の関係者の方、広くご出席いただいております。

会長：わかりました。

このアウトレットパークは竜王町に位置しておりますから、竜王町に限定した対策であれば、それでいいというふうに思われがちですが、湖南省のほうにはかなり影響もあるかと思えます。湖南省さんから地元要望もいろいろ出ておりますので、周辺の自治体、あるいは関係者を含めた協議の場を今おつくりになっているわけですが、ぜひ継続して、そういう場を設けていただくということをお願いしたいと思えます。

設置者：はい、承知いたしました。

会長：よろしゅうございましょうか。はい。

それでは、いろいろご説明いただきまして、どうもありがとうございました。

これにて、終了いたします。

審議

会長：それでは、2件の届出がございますわけで、最初の（仮称）バロー草津店の届出内容につきましてご審議いただきたいと思えます。どういうふうに扱えばよろしいかお尋ねしたいと思えますが、この件につきましては、特に委員のほうから騒音に関する懸念が示されておりましたが、先生のほうでどのような対応すればいいか、少し案をご提示いただけませんかでしょうか。

委員：今回、指摘したこともあって、向こうが、計算をやり直されたところを超えていたので、対策をされるということを宣言されたということだと思います。そういう点では、放っておいても、何らかの対策はされるのだらうとは思いますが、申請書の段階で何も書いていないですね。

そういう点からすると、触れておかないとしようがないのかなというのが、私の個人的な印象です。

会長：どのような対応といいましょうか、意見のレベルなのか、あるいは付帯意見

のレベルなのか、その辺のお考えはいかがでしょうか。

委員：これは、事務局のほうにお伺いしたいのですが、これまでの例として、どういう形で扱っておられましたでしょうか。

事務局：騒音が超える場合の。

委員：事前の段階では、全然、対策等が書かれていなかった。この場で、対策をしますと向こうはおっしゃっているわけですが、そういう場合に付帯意見という形でとどめておられるのか、完全に意見として書かれているか。

事務局：今回はっきりと遮音壁をつくっているというご回答がありましたので、今までの例から見ると、付帯意見で、こちらから対策をお願いしたいというのに対するお答えとして、何か文書で、遮音壁を立てますというような回答をいただいているというのが、過去の例かと思います。

意見での回答という形では、もらっていないかと思います。

委員：だとしますと、あちらから提案されている防音壁の設置を確実に実施されるように、というような内容の付帯意見を言っていただければと思います。

会長：ほかの委員の皆様方のご発言いただいた内容は、比較的不明な点を確認するというようなものであったかと思いますが、何かつけ加えるべきものはございませんでしょうか。もちろん発言していただかなかったものでも結構でございますけれども、お気づきの点がありましたら、お聴かせいただきたいと思います。

いま委員のほうから防音壁の設置を確実に行うこと、こういうような付帯意見でどうかというご提案でございますが、委員の皆様方、ほかに追加すべきことはございませんでしょうか。

じゃ、特にご発言ございませんので、バロー草津店に関しましては、防音壁を確実に設置すること、これはもう少し前後に修飾をしたほうがいいかと思いますが、こういう趣旨で付帯意見をつけていただくという形で対応したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」という声あり〕

はい、ありがとうございます。

それでは、そういうふうに対応させていただきたいと思います。

続きまして、(仮称)三井アウトレットパーク滋賀竜王計画の届出につきまして、ど

のように対応したらよろしいか。このあたりについて議論をしたいわけでございます。

特に交通と、それから一部騒音のことも話題になりましたので、まず委員に伺いますが、交通の視点から、どういうふうに対応したほうが良いとお考えでしょうか。

委員：特に意見はなくていいと思うんですけども、やっぱり大規模な施設ですし、予測できないことが起きる可能性もあると思いますので、地元との協議みたいなものはきちんとしていただきたいというくらいのことを、付帯意見としてつけたらどうかと思います。

会長：ありがとうございます。

委員のほうは、先ほどの騒音のことをいろいろ確認されましたが、アセスメントもされたというようなことであったわけですが、この時点でどういうふうにしたら良いとお考えでしょうか。

委員：大店法の趣旨からすると、これ以上言えないだろうというのが私の印象です。ただ、アセスでは、できる限りやるというのが大前提ですので、そちらのほうの確認をしたかったということで発言させていただいておりますが、特に。

会長：わかりました。

委員：ただ、竜王町のほうから、今後周辺の立地状況、住宅等が変われば対策をとというようなことがございましたけれど、その可能性は割と高そうな地域ですので、その部分については何らかの付帯意見が入っていてもいいかもしれないと、そういうような印象を持っております。

会長：こういうふうに記載したほうが良いとか、何かそういうものはございますか。簡単な表現で結構でございます。

委員：たしか前回、私が出席させていただいたときに同じようなことを申し上げたかと思うんですけども、今後、周辺環境に大きな変化があった場合については、適切な対応をするようにというふうな内容になろうかと思えます。

会長：はい、ありがとうございました。

他の委員の皆様方、お気づきの点はございますでしょうか。

そういたしますと、私も一つ追加させていただきたいと思うのですが、非常に規模の大きな施設でありますので、設置者のほうも十分に対策を練っておられますし、地元の行政の皆さんも努力されて、例えば左折車線のほうは効果的に配置されているとか、改

善策、対応策を講じておられることは評価できるのですが、私たちが手にしております届出書の中には、交通誘導計画というものが明確には示されておりませんで、本日かなり詳細にご説明いただいたわけですね。

時間的な制約がありますから、届出時点で本日の対応策まで書き切れなかったということであろうかと思うわけですが、やはりこの届出書の中には明記されておりませんので、「提案されている交通誘導計画を着実に実行すること」というのは入れておいてもいいのかなと、こういうふうに思います。

それから、委員が言われたことと重なる部分はございますが、やはり私はこれだけ大きな施設でありますと、いま我々が考えていると申しましょうか、お聞きしているような数値そのものが予測値でございまして、そのとおりになるかはわかりません。でありますから、この審議会においても従来から提案と申しましょうか、まとめのときに使っております、オープンして、なにがしかの問題が起こったときには地元の関係者がきちっと協議していただくということが重要だと思います。

具体的に申しますと、竜王商業施設周辺交通対策会議というのがかなり広範なメンバーでもって現に動いているということでもありますから、この交通対策会議で十分に議論していただきたいと。もし、その中に住民の皆さん方の声が直接入ってこないということであれば、住民の皆さんも入っていただいて、なにがしか問題が起こったら、そこで対応していただくというようなものを付帯意見としてつけてはいかがかなと思うんです。

これは私の提案でございますが、委員の皆様方、いかがでございましょうか。そういうものをつけておいて、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

そういたしますと、委員のご発言と私が最後に申し上げたことは、一緒にしてよろしゅうございましょうか。

それでは、整理いたしますと、特に騒音関係のことで、「周辺環境に大きな変化が生じた場合には適切に対応すること」、こういう趣旨の文言が一つ。それから、「交通誘導計画を着実に実行すること」が、もう一つ。そしてさらに「オープン後になにがしかの問題が生じた場合には、竜王商業施設周辺交通対策会議等の場を利用して、適切に対応すること」、こういったような趣旨も付帯意見3つをつけるということで、いかがかなと思いますが、よろしゅうございましょうか。

特にご異議がないということでございますので、この3つの留意事項をつけます。地元の期待も大きいわけですが、それに伴い、大きな施設ですから地元の心配もあるわけです。それがなにか問題となって顕在化した場合に、速やかに対応できるような態勢をつくってもらおうと、こういうふうにしたいと思います。

それでは、2件の審議が終わりましたわけですが、この案文をいま朗読していただくか、あるいは趣旨は確認させていただきましたので、ここ何回かやっていますように、後日、委員の皆様方にお知らせいただくということにするか、事務局、どういたしましょうか。

事務局：できましたら、会長さんをご相談して案をつくって、また修文させていただき、確定させていただくということをお願いしたいと思います。

会長：基本方針をご確認いたしましたので、今後、修文したものを皆様方のご了解を得た後に確定したいというふうに思います。

それでは、本日審議する内容については、これで終わったわけでございますが、もう一つ、滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規定第6条に基づく、特別の手続きにより審議会の議決を経ない届出等につきまして、事務局からご説明があるとのことでございますので、よろしくお願いたします。

2 滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規定第6条に基づく特別の手続きを経ない届出について

事務局：そうしましたら、特別の手続きということで、先にお送りさせていただいています資料を、資料4につけておりますが、今回イオンモール草津のほうで変更届が出ております。

今回の変更については、来客用駐車場の位置を変更すると。それに伴う出入口の数と、その位置を変更するというものです。変更の理由につきましては、来客用駐車場内において、期間限定でサーカス公演を実施することとなり、それに伴って駐車台数248台分を、イオンの従業員用駐車場に振りかえるということとなったためです。

ただし、サーカス公演が平成21年10月31日から21年12月13日までという期間限定の処置で、従来から駐車場として利用している場所、また変更の前後で土地利用の状況も変わらず、周辺には農地が広がっているため、生活環境の影響はほとんどな

いものと考えられました。地元の市及び住民の方からの意見もございませんでしたので、審議省略して差し支えないものと考えております。

加えて、この変更を元に戻す内容の変更届が、サーカスの終了後に改めて提出されており、現在では既に変更前の状態に戻っておりますので、以上ご報告をさせていただきます。

会長：ありがとうございました。

この件につきまして、何かご質問ございますでしょうか。

よろしゅうございましょうか。はい。

それでは、ご質問もないようでございますので、事務局から連絡事項などあれば、お願いしたいと思います。

3 その他

事務局：連絡事項としまして、お手元のほうに届出状況一覧をお配りしていますが、今回、第5回目ということで平成21年度全部で5回、現地調査も含めて6回、委員の皆様にはご協力いただいたのですが、今年度の予定はこれで終了ということで、来年度また審議会をさせていただく予定でございます。

いま出ている予定からすると、来年度第1回は5月末ごろを予定しておりますので、また日が近づきましたら、委員の皆様に日程調整をさせていただこうと思っておりますので、来年度も引き続き、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

会長：ありがとうございました。

それでは、本日早朝よりお集まりいただきまして、まことにありがとうございました。

これにて、閉会といたします。

事務局：どうもありがとうございました。

年度内に5回開催させていただいて、現地調査もいろいろやらせていただきました。引き続き、来年度もよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。